

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（案）

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委託する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) 条例第16条第1項</u>の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返納を受理すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5) 条例第17条第1項</u>の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をして条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）<u>その他の場所の立入検査をさせること。</u></p> <p><u>(6) 条例第19条第2項</u>の規定により、営業者<u>の地位</u>の承継の届出を受理すること。</p> <p><u>(7) 条例第21条第1項</u>の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を取り消し、及び業務の停止を命ずること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委託する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 条例第14条の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(5) 条例第15条の規定により、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下「届出済書」という。）を交付すること。</u></p> <p><u>(6) 条例第16条の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。</u></p> <p><u>(7) 条例第20条第1項</u>の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返納を受理すること。</p> <p><u>(8) 条例第20条第2項の規定により、ふぐ加工製品の取扱い等の廃止の届出及び届出済書の返納を受理すること。</u></p> <p><u>(9) 条例第21条第1項</u>の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をして条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）<u>、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設</u>その他の場所の立入検査をさせること。</p> <p><u>(10) 条例第22条の2第2項</u>の規定により、営業者<u>又はふぐ加工製品取扱者</u>の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p><u>(11) 条例第23条第1項</u>の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を取り消し、及び業務の停止を命ずること。</p> <p><u>(12) 条例第23条第3項の規定により、必要な措置をとることを命じ、及び業務の停止を命ずること。</u></p> <p><u>(条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるふぐ加工製品は、ふぐ塩蔵品、ふぐ乾製品、ふぐ調味加工品、ふぐ薫製品及びふぐ総菜とする。</u></p>
<p>第2条 (略)</p>	<p>第2条 (略)</p>

新	旧
<p>(試験の科目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学科試験は、次の科目について行う。</p> <p><u>(1) 水産食品の衛生に関する知識</u></p> <p><u>(2) ふぐに関する一般知識</u></p> <p><u>(3) 条例及びこの規則に関すること</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第4条 試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。以下「受験願書」という。)に写真(出願前<u>6月</u>以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条の合格証書の写し又は<u>条例第4条第2号の他の都道府県知事等の免許等</u>を受けていることを証する書類の写し及び<u>知事が適当と認める</u>試験に合格したことを証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 写真2枚(申請前<u>6月</u>以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(認証書の書換え及び再交付申請)</p> <p>第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書(第12号様式)を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日)から15日以内に認証施設の</p>	<p>(試験の科目)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学科試験は、次の科目について行う。</p> <p><u>(1) 公衆衛生</u></p> <p><u>(2) 栄養及び調理理論</u></p> <p><u>(3) ふぐに関する知識</u></p> <p><u>(4) 衛生法規</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第4条 試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。以下「受験願書」という。)に写真(出願前<u>3月</u>以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(免許の申請)</p> <p>第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条の合格証書の写し又は<u>別表に掲げる都道府県の知事の発行した免許</u>を受けていることを証する書類の写し及び<u>ふぐの取扱いに関する</u>試験に合格したことを証する書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 写真2枚(申請前<u>3月</u>以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)</p> <p><u>2 条例第4条第2号の規定により、知事が認めるふぐの取扱いに関する試験は、別表に掲げる都道府県の知事が行う試験とする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(認証書の書換え及び再交付申請)</p> <p>第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ営業認証書書換え(再交付)申請書(第12号様式)を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日)から15日以内に認証施設の</p>

新	旧
<p>所在地を管轄する保健福祉事務所長（認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び<u>第17条</u>において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（知事が衛生上必要と認める事項）</u></p> <p><u>第13条 条例第14条第1項第3号に規定する知事が衛生上必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) ふぐを凍結する場合は急速に行うこととし、その保管は摂氏零下18度以下の低温下で行うこと。</u></p> <p><u>(2) ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行うこと。</u></p> <p><u>(3) ふぐを解凍した後は直ちにふぐの処理をすることとし、再度の凍結は行わないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>所在地を管轄する保健福祉事務所長（認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び<u>第22条の2</u>において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（ふぐ加工製品の取扱い等の届出等）</u></p> <p><u>第13条 条例第14条の規定により、業としてふぐ加工製品の取扱い等を行うとする者は、ふぐ加工製品取扱等届（第13号様式）をふぐ加工製品の取扱い等を行うとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。）に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の届出があつたときは、当該保健福祉事務所長は、ふぐ加工製品取扱者台帳（第14号様式）に記載するものとする。</u></p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p><u>（届出済書）</u></p> <p><u>第15条 条例第15条に規定する届出済書は、第15号様式とする。</u></p> <p><u>（届出済書の書換え及び再交付申請）</u></p> <p><u>第16条 条例第16条の規定により届出済書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え（再交付）申請書（第16号様式）を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日（亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日）から15日以内に条例第14条の規定により届け出たふぐ加工製品の取扱い等をする施設（以下「届出施設」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所長（届出施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項及び第22条の2において同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請が届出済書の記載事項の変更に係るときは、その事実を証明する書類を添付しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(死亡又は失踪の届)</p>	<p><u>3 届出済書を亡失した者が、届出済書の再交付を受けた後、失った届出済書を発見したときは、速やかに当該届出済書を届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に返納しなければならない。</u> (ふぐ加工製品に係る表示事項)</p> <p><u>第17条 条例第17条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだものにあつては、「神奈川県条例に基づくふぐの処理済」の文字</u> (2) <u>精巢にあつては、精巢である旨</u> (ふぐ加工製品に係る記録の保存)</p> <p><u>第18条 条例第18条第4項に規定する記録の保存期間は、ふぐ加工製品の取扱い等をするものの消費期限、賞味期限等を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めなければならない。</u></p> <p><u>2 条例第18条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された年月日、ロット番号その他の当該ふぐ加工製品に係るロットが特定できる事項</u> (2) <u>当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐの種類</u> (死亡又は失そうの届)</p>
<p><u>第14条 条例第15条第1項の規定による届出は、ふぐ包丁師死亡(失踪)届(第13号様式)によるものとする。</u> (ふぐ営業の廃止届)</p>	<p><u>第19条 条例第19条第1項の規定による届出は、ふぐ包丁師死亡(失そう)届(第18号様式)によるものとする。</u> (ふぐ営業の廃止届)</p>
<p><u>第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届(第14号様式)によるものとする。</u> (削除)</p>	<p><u>第20条 条例第20条第1項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届(第19号様式)によるものとする。</u> (ふぐ加工製品の取扱い等の廃止届)</p>
<p>(当該職員)</p> <p><u>第16条 条例第17条</u>に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛生監視員とし、その身分を示す証票は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定める食品衛生監視員の証とする。 (営業者 _____ の地位の承継の届出)</p>	<p><u>第21条 条例第20条第2項の規定による届出は、ふぐ加工製品取扱等廃止届(第20号様式)によるものとする。</u> (当該職員)</p> <p><u>第22条 条例第21条</u>に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛生監視員とし、その身分を示す証票は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府・厚生労働省令第7号)に定める食品衛生監視員の証とする。 (営業者 <u>又はふぐ加工製品取扱者</u> の地位の承継の届出)</p>

新	旧
<p><b>第17条</b> 条例<b>第19条第2項</b>の規定による営業者_____の地位の承継の届出は、承継届 (<b>第15号様式</b>) に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設_____の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業_____の譲渡による承継の場合 認証書_____及び営業_____の譲渡が行われたことを証明する書類</p> <p>(2) 相続による承継の場合 認証書_____、戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者_____の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(3) 合併による承継の場合 認証書_____及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>(4) 分割による承継の場合 認証書_____、当該営業を承継した法人の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類 (適用除外となる場合)</p>	<p><b>第22条の2</b> 条例<b>第22条の2第2項</b>の規定による営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出は、承継届 (<b>第20号様式の2</b>) に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設又は届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業又は業の譲渡による承継の場合 認証書又は届出済書及び営業又は業の譲渡が行われたことを証明する書類</p> <p>(2) 相続による承継の場合 認証書又は届出済書、戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(3) 合併による承継の場合 認証書又は届出済書及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>(4) 分割による承継の場合 認証書又は届出済書、当該営業を承継した法人の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類 (適用除外となる場合)</p>
<p><b>第18条</b> 条例<b>第24条</b>に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接指導を行うふぐ取扱いの技術講習会 (以下「講習会」という。) とする。</p> <p>2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届 (<b>第16号様式</b>) に指導するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前までに知事に提出しなければならない。</p>	<p><b>第23条</b> 条例<b>第26条</b>に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接指導を行うふぐ取扱いの技術講習会 (以下「講習会」という。) とする。</p> <p>2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届 (<b>第21号様式</b>) に指導するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前までに知事に提出しなければならない。</p>
<p><b>第19条</b> (略) (削除)</p>	<p><b>第24条</b> (略) 別表 (<b>第7条関係</b>)</p>
	<p><u>千葉県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</u></p>

新

第1号様式

(第4条関係) (用紙 縦19.7センチメートル 横21センチメートル)

ふぐ包丁師試験受験願書

受験番号	※
------	---

年 月 日

神奈川県知事殿

ふぐ包丁師試験を受験したいので出願します。

ふりがな		性別	← 3.5cm →	写真 出願前6月以内に撮影した 正面向き、無帽、上半身像、 無背景のもの
氏名		男女		
生年月日	年 月 日	4.5cm		
現住所	(〒 — )			
電話番号	( ) —	年 月 撮影		

※ 審 査 済 印		※ 紙貼 付 け 欄 神 奈 川 県 収 入 証	
-----------------------	--	---	--

備考 ※印の欄は記入しないでください。

旧

第1号様式

(第4条関係) (用紙 縦19.7センチメートル 横21センチメートル)

ふぐ包丁師試験受験願書

受験番号	※
------	---

年 月 日

神奈川県知事殿

ふぐ包丁師試験を受験したいので出願します。

ふりがな		性別	← 3.5cm →	写真 出願前3月以内に撮影した 正面向き、無帽、上半身像、 無背景のもの
氏名		男女		
生年月日	年 月 日	4.5cm		
現住所	(〒 — )			
電話番号	( ) —	年 月 撮影		

※ 審 査 済 印		※ 紙貼 付 け 欄 神 奈 川 県 収 入 証	
-----------------------	--	---	--

備考 ※印の欄は記入しないでください。

新

第2号様式  
(第5条関係) (用紙 縦10センチメートル 横21センチメートル)

ふぐ包丁師試験受験票

※ 取扱者 印	
---------------	--

受験番号	※	
ふりがな		
氏名		
住所	(〒 — )	
生年月日	年 月 日	
		年 月 撮影

※印の欄は記入しないでください。

第3号様式～第5号様式 (略)

旧

第2号様式  
(第5条関係) (用紙 縦10センチメートル 横21センチメートル)

ふぐ包丁師試験受験票

※ 取扱者 印	
---------------	--

受験番号	※	
ふりがな		
氏名		
住所	(〒 — )	
生年月日	年 月 日	
		年 月 撮影

※印の欄は記入しないでください。

第3号様式～第5号様式 (略)

新

第6号様式

(第8条関係) (用紙 日本産業規格A4横長型)

ふぐ包丁師名簿				
氏名		生年月日	年月日	写真
旧姓又は通称名				
合格証書番号	第号	合格者名簿登載年月日	年月日	
免許番号	第号	登録年月日	年月日	
記事				

第7号様式～第12号様式 (略)

旧

第6号様式

(第8条関係) (用紙 日本産業規格A4横長型)

ふぐ包丁師名簿				
氏名		生年月日	年月日	写真
合格証書番号	第号	合格者名簿登載年月日	年月日	
免許番号	第号	登録年月日	年月日	
住所				
記事				

第7号様式～第12号様式 (略)



新	旧
(削除)	<p>第13号様式  (第13条関係) (用紙 <u>日本産業規格A 4縦長型</u>)</p> <p style="text-align: right;">ふぐ加工製品取扱等届  年 月 日</p> <p>神奈川県知事  (神奈川県 <u>保健福祉事務所</u>長) 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号  住所  氏名  生年月日  電話番号 ( ) 二</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる  事務所の所在地、名称及  び代表者の氏名)</p> <p><u>神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第14条の規定により、次のとおり業としてふぐ加工製品の取扱い等をしたいので、届け出ます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地</u></li> <li><u>2 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称</u></li> <li><u>3 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の電話番号</u></li> <li><u>4 ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの(該当する番号を○で囲んでください。)</u></li> </ol> <p>(1) <u>調理又は加工</u>  (2) <u>貯蔵</u>  (3) <u>販売</u></p>

新

旧

(削除)

第14号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4横長型)

ふぐ加工製品取扱者台帳

No. \_\_\_\_\_

届出年月日		年月日	届出済番号	第 号
届出施設	所在地	電話番号 ( ) 二		
	名称			
ふぐ加工製品 取扱者	住所等	電話番号 ( ) 二		
	氏名等		生年月日	年月日
ふぐ加工製品の取扱い等の種類			営業の種類	
記 事				
_____				
_____				

新	旧
(削除)	<p>第15号様式  (第15条関係) (用紙 <u>日本産業規格A 4縦長型</u>)</p> <p style="text-align: right;">届出済番号 第 号</p> <p style="text-align: center;"><u>ふぐ加工製品取扱等届出済書</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏名 (法人にあつては、名称)</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 <span style="float: right;"><u>印</u></span>  <u>(神奈川県 保健福祉事務所長)</u></p> <p>届出施設の名称  届出施設の所在地</p> <p>届出されたふぐ加工製品の取扱い等は、<u>      </u>です。  <u>有毒部位の除去等がされていないふぐは、取り扱うことができません。</u></p>

新	旧
(削除)	<p>第16号様式  (第16条関係) (用紙 <u>日本産業規格A 4縦長型</u>)</p> <p style="text-align: right;"><u>ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え(再交付)申請書</u>  年 月 日</p> <p><u>神奈川県知事</u>  (神奈川県 <u>保健福祉事務所長</u>) 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号  住 所  氏 名  生年月日  電話番号 ( ) 二</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる  事務所の所在地、名称及  び代表者の氏名)</p> <p><u>次のとおり、ふぐ加工製品取扱等届出済書の書換え(再交付)を申請しま</u>  <u>す。</u></p> <p>1 <u>届出施設の所在地</u>  2 <u>届出施設の名称</u>  3 <u>届出済番号及び届出年月日</u>  第 号  年 月 日</p> <p>4 <u>書換え(再交付)申請の理由</u>  5 <u>書換え事項</u>  6 <u>書換え(再交付)申請の理由となる事実の発生日</u>  (亡失による再交付申請の場合にあつては、その事実を知った日)  年 月 日</p>

新	旧
<p>(削除)  第13号様式  (第14条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)</p> <p>ふぐ包丁師死亡 (<u>失踪</u>) 届  年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p>届出者 郵便番号  住所  氏名  年 月 日生  電話番号 ( ) ー</p> <p>次のとおり、ふぐ包丁師が死亡 (<u>失踪</u>) したのでふぐ包丁師免許証を添えて届け出ます。</p> <p>1 ふぐ包丁師氏名  2 免許番号及び登録年月日  第 号  年 月 日  3 死亡 (<u>失踪</u>) 年月日  年 月 日</p>	<p>第17号様式 <u>削除</u>  第18号様式  (第19条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)</p> <p>ふぐ包丁師死亡 (<u>失そう</u>) 届  年 月 日</p> <p>神奈川県知事殿</p> <p>届出者 郵便番号  住所  氏名  年 月 日生  電話番号 ( ) ー</p> <p>次のとおり、ふぐ包丁師が死亡 (<u>失そう</u>) したのでふぐ包丁師免許証を添えて届け出ます。</p> <p>1 ふぐ包丁師氏名  2 免許番号及び登録年月日  第 号  年 月 日  3 死亡 (<u>失そう</u>) 年月日  年 月 日</p>

新

旧

第14号様式

(第15条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

ふぐ営業廃止届

年 月 日

神奈川県知事

(神奈川県 保健福祉事務所長) 殿

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

(法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

( ) —

次のとおり、ふぐ営業を廃止したのでふぐ営業認証書を添えて届け出ます。

- 1 認証施設の所在地
- 2 認証施設の名称
- 3 認証番号及び認証年月日  
第 号  
年 月 日
- 4 廃止年月日  
年 月 日

第19号様式

(第20条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

ふぐ営業廃止届

年 月 日

神奈川県知事

(神奈川県 保健福祉事務所長) 殿

届出者 郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

(法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

( ) —

次のとおり、ふぐ営業を廃止したのでふぐ営業認証書を添えて届け出ます。

- 1 認証施設の所在地
- 2 認証施設の名称
- 3 認証番号及び認証年月日  
第 号  
年 月 日
- 4 廃止年月日  
年 月 日

新	旧
(削除)	<p>第20号様式  (第21条関係) (用紙 <u>日本産業規格A 4縦長型</u>)</p> <p style="text-align: right;"><u>ふぐ加工製品取扱等廃止届</u>  年 月 日</p> <p><u>神奈川県知事</u>  (神奈川県 <u>保健福祉事務所長</u>) 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 <u>郵便番号</u>  住 所  氏 名  生年月日  電話番号 ( ) 二</p> <p style="text-align: right;">(法人にあつては、主たる  事務所の所在地、名称及  び代表者の氏名)</p> <p><u>次のとおり、業としてのふぐ加工製品の取扱い等を廃止したので、ふぐ加工製品取扱等届出済書を添えて届け出ます。</u></p> <p>1 <u>届出施設の所在地</u></p> <p>2 <u>届出施設の名称</u></p> <p>3 <u>届出済番号及び届出年月日</u>  第 号  年 月 日</p> <p>4 <u>廃止年月日</u>  年 月 日</p>

新	旧
<p><u>第15号様式</u> <u>(第17条関係)</u> (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)</p> <p style="text-align: right;">承 継 届 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 (神奈川県 保健福祉事務所長) 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 ( ) —</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり、ふぐ営業_____の営業者_____ _____の地位をその営業_____の譲渡 (相続、合併、分割) により承継 したので、届け出ます。</p> <p>1 認証_____施設の所在地 2 認証_____施設の名称 3 認証_____番号及び認証_____年月日 第 号 年 月 日</p> <p>4 営業_____の譲渡をした者 (被相続人) の住所及び氏名 (営業_____ _____の譲渡をした法人、合併により消滅した法人又は分割をした法人の所在 地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>5 営業_____の譲渡 (相続開始、合併、分割) の年月日 年 月 日</p>	<p><u>第20号様式の2</u> <u>(第22条の2関係)</u> (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)</p> <p style="text-align: right;">承 継 届 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 (神奈川県 保健福祉事務所長) 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号 ( ) —</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり、ふぐ営業<u>(ふぐ加工製品の取扱い等)</u>の営業者<u>(ふぐ加工製 品取扱者)</u>の地位をその営業<u>又は業</u>の譲渡 (相続、合併、分割) により承継 したので、届け出ます。</p> <p>1 認証<u>(届出)</u>施設の所在地 2 認証<u>(届出)</u>施設の名称 3 認証<u>(届出済)</u>番号及び認証<u>(届出)</u>年月日 第 号 年 月 日</p> <p>4 営業<u>又は業</u>の譲渡をした者 (被相続人) の住所及び氏名 (営業<u>若しくは 業</u>の譲渡をした法人、合併により消滅した法人又は分割をした法人の所在 地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>5 営業<u>又は業</u>の譲渡 (相続開始、合併、分割) の年月日 年 月 日</p>



新	旧
<p data-bbox="129 180 761 247"><u>第16号様式</u> <u>(第18条関係)</u> (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)</p> <p data-bbox="412 296 1059 375">ふぐの取扱い技術講習会開催届 年 月 日</p> <p data-bbox="210 394 414 422">神奈川県知事殿</p> <p data-bbox="465 493 1086 718">届出者 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる 氏 名 事務所の所在地、名称及 生年月日 び代表者の氏名 電話番号 ( ) —</p> <p data-bbox="181 786 1041 817">次のとおり、ふぐの取扱い技術講習会を開催したいので届け出ます。</p> <ol data-bbox="161 836 667 1054" style="list-style-type: none"> <li>1 日時</li> <li>2 場所</li> <li>3 使用するふぐの量及び毒物処分方法</li> <li>4 指導ふぐ包丁師の氏名及び免許番号</li> <li>5 受講者人員</li> </ol>	<p data-bbox="1115 180 1747 247"><u>第21号様式</u> <u>(第23条関係)</u> (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)</p> <p data-bbox="1397 296 2045 375">ふぐの取扱い技術講習会開催届 年 月 日</p> <p data-bbox="1198 394 1402 422">神奈川県知事殿</p> <p data-bbox="1451 493 2072 718">届出者 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる 氏 名 事務所の所在地、名称及 生年月日 び代表者の氏名 電話番号 ( ) —</p> <p data-bbox="1167 786 2027 817">次のとおり、ふぐの取扱い技術講習会を開催したいので届け出ます。</p> <ol data-bbox="1146 836 1653 1054" style="list-style-type: none"> <li>1 日時</li> <li>2 場所</li> <li>3 使用するふぐの量及び毒物処分方法</li> <li>4 指導ふぐ包丁師の氏名及び免許番号</li> <li>5 受講者人員</li> </ol>